NPO 法人　きらきら星　謝金規定

（目的）

第1条　この規定は、NPO 法人きらきら星（以下「この法人」という）の、事業に伴う謝金の支払いについて定めたものである。

（適用範囲）

第２条　謝金の対象はこの法人が主催する事業において、この法人が依頼した者とする。

（謝金等の支払い基準）

第３条　講師謝金については、原則として別表の謝金基準額を適用するが、著名な講師等の場合はこの限りではない。

２　謝金の支払い対象とする時間は、原則移動時間及び待機時間を除いた実働時間とする。

３　「謝金の支払い基準」で定める報酬は原則として消費税を含めた金額とする。

４　「謝金の支払い基準」の改定は理事会で決定する。

（謝金の支払い方法）

第４条　謝金は現金手渡し、もしくは、支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

２　謝金の支払いにあたっては、法人以外は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行った上で、その残額を支払う。

（旅費）

第５条　交通費及び宿泊費を要した場合は、謝金基準額に加えて、この法人の旅費に関する規定を準用して支払う。

（附則）

この規定は令和６年６月１日から施行する。

令和７年１月３１日改定施行